

# 倫理委員会有識者懇談会準備会合

## 議事次第

(第3回 2021年8月26日(木) 10:00~12:00)

### I 開会

### II 会長挨拶

### III 議事

1. 提供可能な非保証業務について

【資料No. 1、2、3】

2. 監査役等への情報提供と事前了承について

【資料No. 1、2】

### IV 次回以降の論点

【資料No. 1】

### V 閉会

以 上

## 配 付 資 料

資 料	資料No.
第3回倫理委員会有識者懇談会準備会合	1
非保証業務に関する倫理規則案	2
独立性に関する法改正対応解釈指針第4号	3

2021年8月26日  
有識者懇談会準備会合  
配付資料No. 1



# 倫理委員会有識者懇談会準備会合

第3回  
2021年8月26日



# 本日の議事次第

1. 提供可能な非保証業務について
2. 監査役等への情報提供と事前了承について
3. 次回以降の論点

# 提供可能な非保証業務について

# 非保証業務を提供することの可否に関する概要(PIE)

## 非保証業務

法令等で禁止される業務 (600.6 A1項)

経営者の責任を担う業務 (R400. 13、600.7 A1項)

自己レビューが生じる可能性のある業務 (R600.16項等)

自己レビュー以外の阻害要因が除去若しくは許容可能な水準にまで軽減できない業務 (R600.8項等)、又は各非保証業務に関する規定において個別に禁止される業務 (R601.6、R604.4、R604.10、R604.13、R604.26、R607.9、R608.9、R608.11、R609.5、R609.6、R610.5、R610.6項)

### 左記以外の業務

提供可  
(監査役等による了承が必要)  
(R600.21、R600.22、R600.23項)

※青色部分が、社会的影響度の高い事業体 (PIE) である監査業務の依頼人に対して提供できない業務に該当する。

# 提供が禁止される非保証業務

## ● 自己レビューの阻害要因が生じる可能性がある非保証業務の提供禁止

- ▶ 監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供により、独立性を阻害する自己レビューの阻害要因が生じ得ることから、自己レビューが生じる可能性がある非保証業務をPIEである監査業務の依頼人に提供することが全面禁止される。
- ▶ これまで重要性の判断やセーフガードの適用（非保証業務に従事した者を監査業務に関与させないなど）により提供が認められていた業務が禁止される。
- ▶ 非保証業務の提供に先立って、会計事務所等又はネットワーク・ファームは、当該非保証業務により、自己レビューが生じる可能性があるかどうかについて、以下のリスクを評価することにより判断する。
  - ◆ 非保証業務の結果が、会計記録、財務報告に係る内部統制又は監査意見の対象となる財務諸表の一部を構成するか、又はそれらに影響を及ぼすこと。
  - ◆ 財務諸表を監査する過程で、監査業務チームが、会計事務所等又はネットワーク・ファームが非保証業務を実施する過程で行った判断や作業を評価し、又はそれらに依拠する。

# 提供が禁止される主な非保証業務の例(PIE)

非保証業務	現行	確定版（4月公表）
会計及び記帳業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供不可（R601.6項）。ただし、部門又は関連企業等に対する、定型的又は機械的な内容の業務は、一定の条件を満たす限り、提供可（R601.7項）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供不可（R601.6項）。ただし、一定の条件を満たす限り、一部の関連企業等（子会社及び持分法適用会社）に対する法定財務諸表の作成は提供可（R601.7項）。</li> </ul>
事務代行に関する業務	<p>— (通常は阻害要因が生じない(602.1項))</p>	<p>— (事務的な内容かつ職業的専門家としての判断をほとんど要しない業務の場合、通常は阻害要因が生じない(602.3 A1項))</p>
評価業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務諸表に重要な影響を及ぼす場合は、提供不可（R603.5項）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己レビューの阻害要因が生じる可能性がある場合は、提供不可（R603.5項）。</li> </ul>
税務業務	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務業務又は取引が、会計事務所等又はネットワーク・ファームによって直接的又は間接的にこれまで見解が示されていない税務処理を支持するマーケティング、プランニング又は意見に関係し、税務上の取扱い又は取引の重要な目的が租税回避である場合には、提案した処理について、適用される可能性の高い税法等に基づく会計事務所等が確信する場合を除いて、税務業務の提供及び税務取引の提言は提供不可（R604.4項）。</li> </ul>
1 税務申告書の作成	<p>— (通常は阻害要因が生じない(604.4 A1項))</p>	<p>— (通常は阻害要因が生じない(604.6 A1項))</p>



# 提供が禁止される主な非保証業務の例(PIE)

非保証業務		現行	確定版（4月公表）
税務業務			
2	財務諸表作成目的の税額計算	・財務諸表に <b>重要な影響を及ぼす</b> 場合は、提供不可（R604.6項）。	・ <b>提供不可</b> （R604.10項）。
3	税務に関する助言業務及びタックス・プランニング	・以下の全てに該当する場合は、提供不可（R604.8項）。 ①助言の有効性が特定の会計処理又は表示に影響を与える ②監査チームが関連する会計処理等の適切性に疑義を抱いている ③財務諸表に <b>重要な影響を及ぼす</b>	・以下の全てに該当する場合は、提供不可（R604.13項）。 ①助言の有効性が特定の会計処理又は表示に依拠する ②監査チームが関連する会計処理等の適切性に疑義を抱いている ・ <b>自己レビューの阻害要因が生じる可能性がある場合は、提供不可</b> （R604.15項）。 ※税務当局、実務慣行又は税法を基礎としている場合は自己レビューの阻害要因は生じない（604.12A2項）
4	評価を含む税務業務	・財務諸表に <b>重要な影響を及ぼす</b> 場合は、提供不可（604.9A5、R603.5項）。	・ <b>自己レビューの阻害要因が生じる可能性がある場合は、提供不可</b> （R604.19、R603.5項）。 ※評価の前提が法令等によって確立され又は広く認められている場合、又は評価手法が一般に認められる基準等に基づいておりかつ評価が当局等によるレビューの対象となっている場合は自己レビューの阻害要因は生じない（604.17 A3項）
5	税務訴訟の支援	・裁判所において依頼人を擁護する立場の者として関与し、財務諸表に <b>重要な影響を及ぼす</b> 場合は、提供不可（R604.11項）。	・ <b>自己レビューの阻害要因が生じる可能性がある場合は、提供不可</b> （R604.24項）。 ・裁判所において依頼人を擁護する立場の者として関与する場合は、提供不可（R604.26項）。

# 提供が禁止される主な非保証業務の例(PIE)

非保証業務	現行	確定版（4月公表）
内部監査に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>次のものを対象とする業務は提供不可（R605.5項）。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①財務報告に係る内部統制のうち<b>重要な部分</b></li> <li>②会計記録又は財務諸表において<b>重要な</b>情報を生成する財務会計システム</li> <li>③財務諸表にとって<b>重要となる</b>金額又は開示</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己レビューの阻害要因が生じる<b>可能性がある場合は</b>、提供不可（R605.6項）。</li> <li>次のものを対象とする業務は提供不可（605.6 A1項）。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①財務報告に係る内部統制</li> <li>②会計記録又は財務諸表のために情報を生成する財務会計システム</li> <li>③財務諸表に関連する金額又は開示</li> </ol> </li> </ul>
情報システムに関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の情報システムの設計又は構築に関連する業務は提供不可（R606.5項）               <ol style="list-style-type: none"> <li>①財務報告に係る内部統制の<b>重要な部分</b>を構成する情報システム</li> <li>②会計記録や財務諸表における<b>重要な情報</b>を生成する情報システム</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己レビューの阻害要因が生じる<b>可能性がある場合は</b>、提供不可（R606.6項）。</li> <li>次の情報システムの設計又は構築に関連する業務は、自己レビューが生じるため提供不可（606.6 A1項）               <ol style="list-style-type: none"> <li>①財務報告に係る内部統制の一部を構成する情報システム</li> <li>②会計記録や財務諸表のための情報を生成する情報システム</li> </ol> </li> </ul>
訴訟支援に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務諸表に<b>重要な影響</b>を及ぼす損害額等の見積りが含まれる業務は、提供不可（607.3 A4、R603.5項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己レビューの阻害要因が生じる<b>可能性がある場合は</b>、提供不可（607.4 A2、R603.5、R607.6項）。</li> <li>※業務の結果が財務諸表の金額に影響を及ぼすリスクがある場合に、法律手続に関連する助言を提供することは、自己レビューの可能性のあるため禁止される（607.6 A1項）</li> <li>裁判所から指名された場合等を除き、鑑定人として関与することは不可（R607.9、607.7A3項）。</li> </ul>

# 提供が禁止される主な非保証業務の例(PIE)

非保証業務	現行	確定版（4月公表）
法律業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計事務所等の社員又は従業者は、依頼人の法務の担当役員等に就任不可（R608.5項）。</li> <li>財務諸表に重要な影響を及ぼす場合、依頼人を擁護する立場で関与する業務は提供不可（R608.6項）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己レビューの阻害要因が生じる可能性がある場合は、法的助言を提供不可（R608.7項）。</li> <li>会計事務所等の社員又は従業者は、依頼人の法務顧問等に就任不可（R608.9項）。</li> <li>裁判所において依頼人を擁護する立場で関与する業務は提供不可（R608.11項）。</li> </ul>
採用に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>依頼人の代理人として交渉することは不可（R609.6項）。</li> <li>役員等又は財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす役職者の採用に関して、候補者を探すことや背景調査を行う業務は提供不可（R609.7項）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>依頼人の代理人として交渉することは不可（R609.5項）。</li> <li>役員等又は財務諸表の作成に重要な影響を及ぼす役職者の採用に関して、候補者を探すこと、背景調査、採用者の提言、雇用条件等の助言を行う業務は提供不可（R609.6項）。</li> </ul>
コーポレート・ファイナンスに関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式の売却支援、ディーリング又は引受けに関わるコーポレート・ファイナンスに関する業務は提供不可（R610.4項）。</li> <li>以下の全てに該当する場合は提供不可（R610.5項）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①助言の有効性が特定の会計処理又は表示に影響を与える</li> <li>②監査チームが関連する会計処理等の適切性に疑義を抱いている</li> <li>③財務諸表に重要な影響を及ぼす</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式等の売却支援、ディーリング、引受け又は投資の助言に関わるコーポレート・ファイナンスに関する業務は提供不可（R610.5項）。</li> <li>以下の全てに該当する場合は提供不可（R610.6項）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①助言の有効性が特定の会計処理又は表示に影響を与える</li> <li>②監査チームが関連する会計処理等の適切性に疑義を抱いている</li> </ul> </li> <li>自己レビューの阻害要因が生じる可能性がある場合は、提供不可（R610.8項）。</li> </ul>

※ 上記以外についても、経営者の責任を担う場合や、セーフガード等の適用により阻害要因を除去又は許容可能な水準にまで軽減できない場合には、同時提供が禁止される。

# 提供可能な非保証業務の例示

## ● 提供可能な会計及び記帳業務の例示

- ▶ その業務の結果が、会計記録又は監査意見の対象となる財務諸表に影響を及ぼすリスクがある場合、自己レビューの阻害要因が生じるため、PIEである監査業務の依頼人に対する提供は禁止される。（例：会計記録又は財務諸表の作成、取引の記録、勘定の調整に関する問題の解決、既存の財務諸表を一つの会計基準から他の会計基準へ移行する業務）
- ▶ 但し、経営者の責任を担わず、かつ、自己レビュー以外の阻害要因に対して概念的枠組みを適用することで、監査の過程で生じる事項に関連する助言又は提言を行うことは認められる。（会計及び記帳業務以外の非保証業務についても同様）
  - ◆ 会計及び財務報告の基準又は方針及び財務諸表の開示に関する規則等の助言
  - ◆ 財務諸表及び関連する開示の計上額を決定するための内部統制や算定方法の適切性に関する助言
  - ◆ 監査での発見事項に基づく修正仕訳の提案
  - ◆ 財務報告に係る内部統制及びプロセスに関する発見事項の協議及び改善事項の提案
  - ◆ 勘定の調整方法に関する協議
  - ◆ グループの会計方針の遵守方法に関する助言

# 提供可能な非保証業務の範囲

## ▶ 実務への影響

監査業務の依頼人がPIEである場合、自己レビューが生じる可能性のある非保証業務の提供が包括的に禁止され、これまで重要性の判断やセーフガードの適用により提供していた非保証業務を提供できなくなる可能性がある。

また、依頼人にとっても、提供可能な非保証業務の範囲が縮小することにより、監査人やそのネットワーク・ファームに依頼していた非保証業務を、今後は依頼できなくなる可能性がある。

## ディスカッションポイント1

自己レビューが生じる可能性の有無に関する判断も含め、非保証業務に関する提供の可否の判断を行う際の課題や懸念等はあるか。

# 公認会計士法における同時提供禁止規定との関係

- ▶ 公認会計士法において、公認会計士又は監査法人等は、大会社等に対して監査証明業務と特定の非監査証明業務を同時に提供することが禁止されている。  
(公認会計士法第24条の2及び同第34条の11の2)
- ▶ 同時に提供することが禁止される非監査証明業務は、公認会計士法施行規則第6条において、次のとおり規定されている。
  - ◆ 会計帳簿の記帳の代行その他の財務書類の調製に関する業務
  - ◆ 財務又は会計に係る情報システムの整備又は管理に関する業務
  - ◆ 現物出資その他これに準ずるものに係る財産の証明又は鑑定評価に関する業務
  - ◆ 保険数理に関する業務
  - ◆ 内部監査の外部委託に関する業務
  - ◆ 上記のほか、監査又は証明をしようとする財務書類を自らが作成していると認められる業務又は被監査会社等の経営判断に関与すると認められる業務

# 公認会計士法における同時提供禁止規定との関係

## ● 監査証明業務の一環として実施される業務

- ▶ 以下の業務は、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の一環であり監査証明業務に包含されると考えられるので、同時提供が禁止される非監査証明業務には該当しないものと認められると考えられている。（【資料No.3】独立性に関する法改正対応解釈指針第4号）
  - ◆ 監査の過程で行われる会計処理に関する助言・指導業務
  - ◆ 監査対象となる財務諸表の作成方法に関する助言・指導業務
  - ◆ 監査対象となる内部統制システムに関する助言・指導業務 等

# 公認会計士法における同時提供禁止規定との関係

## ● 監査証明業務と直接的関連性を有する業務

- ▶ 監査証明業務又は監査手続と直接的関連性を有するため、監査人により提供されることが効率的であり、かつ、監査の質を向上させることにも有用であると認められる業務についても、同時提供は可能と考えられている。（【資料No.3】独立性に関する法改正対応解釈指針第4号）
  - ◆ コンフォートレターの作成業務
  - ◆ 海外等の法規制により内部統制の証明業務を監査人が提供することを義務付けられている場合における当該業務に係る基準に準拠して適切に実施しなければならない過程の業務
  - ◆ 銀行等の金融機関に対する、金融庁による金融検査マニュアルに記載されている種々のリスク管理に関する「外部監査」に相当する業務
  - ◆ 業種別監査委員会報告第30号「自己資本比率の算定に関する外部監査を『金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針』に基づき実施する場合の当面の取扱い」における業務
  - ◆ 業種別監査委員会報告第28号「証券会社における顧客資産の分別保管に対する検証業務等に関する実務指針（中間報告）」における業務
  - ◆ 監査基準委員会報告書第18号「委託業務に係る統制リスクの評価」における受託会社監査人の業務
  - ◆ 監査対象となる財務諸表を含む開示書類又は上場申請書類等に関して実施される当該財務諸表に関連する項目に対する助言・指導業務
  - ◆ 規制による報告のための情報の分析及び集計
  - ◆ 規制当局等により要求される報告書等の提供に関する業務 等



# 公認会計士法における同時提供禁止規定との関係

	公認会計士法	IESBAルール	独立性指針 (現行)
① 会計及び記帳業務	○	○	○
② 事務代行に関する業務	△	○	○
③ 評価業務	○	○	○
④ 税務業務	○	○	○
⑤ 内部監査に関する業務	○	○	○
⑥ 情報システムに関する業務	○	○	○
⑦ 訴訟支援に関する業務	○	○	○
⑧ 法律業務	○	○	○
⑨ 採用に関する業務	○	○	○
⑩ コーポレートファイナンスに関する業務	△	○	○
⑪ その他（経営者の責任を担う業務）	○	○	○

○：規制あり    △：直接規制はないものの、バスケット条項（施行規則6条6号）でカバーされている。

# 公認会計士法における同時提供禁止規定との関係

## ▶ 実務への影響

公認会計士法では、同時に提供することが禁止される非監査証明業務として、自己レビューを防止する観点から財務諸表の作成者の立場としての業務や、経営者から独立した立場であるべき外部監査人が経営判断に関わる業務を禁止する規定とともに、包括的な禁止規定を定めている。

会員は公認会計士法と改正倫理規則のいずれをも遵守することが求められるが、両者の規定を踏まえた上で、非保証業務の提供の可否を判断する必要がある。

## ディスカッションポイント2

公認会計士法との関係にとどまらず、非保証業務の提供の可否については、改正倫理規則上はIESBA規定に準拠して要求事項を定めるとともに、独立性に関する法改正対応解釈指針第4号は廃止したうえで、改正倫理規則に準拠した新たな実務判断のためのガイダンスを規範性のある指針として作成したいが、いかがか。

# 監査役等への情報提供と事前了承について

# 監査役等への情報提供

- ▶ 会計事務所等は、非保証業務の提供が独立性に及ぼす影響について、監査役等が十分な情報を得た上で意思決定を行うことができるように、会計事務所等又はネットワーク・ファームが監査業務の依頼人（PIE）、その親会社又はその子会社に対して提供する非保証業務を受嘱する前に、以下の情報を提供することが求められる。
  - ◆ 提供する業務が禁止されておらず、かつ、独立性に対する阻害要因を生じさせない、若しくは、識別された阻害要因が許容可能な水準である、又は、もしそうでない場合、阻害要因が除去又は許容可能な水準にまで軽減されると会計事務所等が判断していること
  - ◆ 提供される業務が会計事務所等の独立性に与える影響について、統治責任者が十分な情報を得た上で評価するために必要な情報

# 監査役等への情報提供

- ▶ PIEの監査役等に対して提供される可能性のある情報の例には、次の事項が含まれるとされている。
  - ◆ 提供する非保証業務の内容及び範囲
  - ◆ 提案した報酬の根拠と金額
  - ◆ 提案した業務の提供によって生じる可能性がある独立性に対する阻害要因を識別した場合に、阻害要因が許容可能な水準であるとする会計事務所等の評価の根拠。または、もし許容可能な水準にない場合には、阻害要因を除去又は許容可能な水準にまで軽減させるために会計事務所等又はネットワーク・ファームが講じる対応策
  - ◆ 複数の業務を提供することにより生じる複合的な影響が独立性の阻害要因を生じさせるか、又は、すでに識別している阻害要因の水準を変更させるかどうか。

# 監査役等への情報提供

## ▶ 実務への影響

監査業務の依頼人がPIEの場合、非保証業務の提供が独立性に及ぼす影響について、監査役等が十分な情報を得た上で意思決定を行うことができるように、会計事務所等は、ネットワーク・ファームによって提供される非保証業務も含め、網羅的に関連情報を収集し、非保証業務の受嘱前に、非保証業務の内容や阻害要因の評価等の情報を提供することが求められる。

(監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」第15項では、上場会社の場合には、独立性に関するコミュニケーションが求められており、コミュニケーション項目には、会計事務所等及びネットワーク・ファームが監査業務の依頼人及びその子会社に提供した監査業務及び非監査業務に係る報酬や、認識した阻害要因に対して講じたセーフガード等が含まれている。)

## ディスカッションポイント3

監査役等への情報提供の内容や方法に関し、本規定の趣旨に鑑みて何か想定される課題や懸念はあるか。

# 監査役等による了承

- ▶ 阻害要因の評価の結果、会計事務所等が同時提供可能と判断した業務については、監査役等が以下の事項について了承（Concur）しない限り、会計事務所等又はネットワーク・ファームは、当該非保証業務を提供することができないとされている。
  - ◆ 提供する業務が独立性に対する阻害要因を生じさせない、若しくは、識別された阻害要因が許容可能な水準である、又は、もしそうでない場合は、阻害要因が除去又は許容可能な水準にまで軽減されるとする会計事務所等の結論
  - ◆ 当該業務の提供
- ▶ 監査役等による了承は、例えば、個別の契約毎に行う方法や全般的な方針の下で行う方法等、会計事務所等が監査役等との間で合意したプロセスによる場合があるとされている。

# 監査役等による了承

- ▶ 監査役等の「了解」（職業倫理に関する解釈指針 Q29 倫理規則等違反への対応）

今回導入される「監査役等の了承」と類似の手続として、現行倫理規則等においても、会員が倫理規則等の違反をした場合の対応策について「監査役等の了解」を得ることが規定されている。

「監査役等の了解」の具体的な内容は、以下の通りである。

- ◆ 当該業務の提供協議を行うに当たっては、監査役等に文書をもって十分な伝達と説明を行うことが必要である。その上で了解を得ることとなるが、実務においては、協議が行われたことを前提に、必ずしも明示的な回答でなくとも監査役等が異議を唱えないことをもって（必ずしも監査役等からの文書による回答を要件とはしていない。）、監査業務継続について了解を得られたと第三者の観点から見ても合理的であると判断できる場合は、独立性指針で求められる監査役等の了解が得られたものと考えられる。
- ◆ なお、当該協議や了解の経緯及び内容などについて監査調書として文書化する必要があることに留意が必要である。



# 監査役等による了承

## ▶ 実務への影響

監査役等は、会計事務所等から十分な情報を得た上で、非保証業務の提供について了承することになる。監査役等による了承は、個別の契約毎に行う方法や全般的な方針の下で行う方法等、会計事務所等が監査役等と合意したプロセスによる場合があるとされている。したがって、PIEである依頼人は、会計事務所等やそのネットワーク・ファームから非保証業務の提供を受ける場合には、監査役等が了承するためのプロセスを構築することが考えられる。

また、監査役等においては、会計事務所等から得た非保証業務の情報を検討し、了承するための判断基準を予め設けておくことが考えられる。

## ディスカッションポイント4

- ① 監査役等が了承するためのプロセスや判断基準について、実務上、想定される課題や懸念はあるか。
- ② 「監査役等の了承」は、現行倫理規則等における「監査役等の了解」と類似の手続を想定しているが、いかがか。

# (ご参考)SEC登録企業である監査業務の依頼人における例示

## 依頼人における事前承認の流れ

(SEC登録企業である監査業務の依頼人のケース)

1. 依頼人の社内  
ルールに従って、監  
査役等に承認依頼

2. 承認

3. 会計事務所等へ  
の報告

# (ご参考)SEC登録企業である監査業務の依頼人における例示

## 1. 監査役等への承認依頼

- ◆ 事前承認に係る、依頼人の社内ルールに基づいて、監査役等への承認依頼を行う
- ◆ 承認に係る手続は、専属の事務局が実施  
(経理部や監査委員会など、事務局の設置部署は会社により様々)
- ◆ 承認依頼を行う業務の把握については、会社側で全て把握する会社もあれば、会計事務所等側からの連絡を基に把握する会社もある

# (ご参考)SEC登録企業である監査業務の依頼人における例示

## 2. 監査役等による承認

- ◆ 承認手続については、「年次承認（包括承認）」と「都度承認」の2つの体制をとっている会社が多い

(既に予定されている業務については期首に一括して包括承認を行い、それ以外に発生した業務については都度承認を行うなど)

- ◆ 常勤監査役等の特定の人に権限委譲して事前承認を行うケースもある  
(業務の種類や金額基準で委譲するなど)

# (ご参考)SEC登録企業である監査業務の依頼人における例示

## 3. 会計事務所等への連絡

- ◆ 監査役等の承認後、事務局から会計事務所等にメール等で連絡。その際、会社側で当該業務に固有に付している管理番号も伝達
- ◆ 会計事務所等では、事務所内での承認手続の際に、会社の管理番号と突合し、網羅性を確保している
- ◆ 会計事務所等の側でも、事前承認対応に特化した専属メンバーを監査業務チームに配属している

(会計事務所等の側の管理番号を会社に伝えて相互に確認しているケースもあり)

(承認前から管理番号を相互に共有しているケースもあり)

# 次回以降の論点

# 有識者懇談会 / 準備会合の議題(案)

	開催時期	議 題
準備会合 第1回	6月29日	再構成版倫理規則：勧誘及びマインドセット 審査担当者等の公正性：インターバル規定
準備会合 第2回	7月29日	報酬： ・報酬依存度 ・報酬情報の開示
準備会合 第3回	8月26日	非保証業務： ・提供可能な非保証業務 ・監査役等への情報提供と事前了承
有識者懇談会 第1回	9月14日	公開草案の最終確認 報酬及び非保証業務に係る規定の適用時期

(注) 準備会合も含め、有識者懇談会の議事要旨は本協会のホームページにて公表する。

# 有識者懇談会 開催スケジュール

	2021年						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
有識者懇談会/準備会合	6月29日 準備会合①	7月29日 準備会合②	8月26日 準備会合③	9月14日 有識者懇談会 ①			
倫理委員会	6月1日 (確定)	7月12日	8月11日	9月6日	10月4日		
常務理事会/ 理事会					10月14・15日		
定時総会/ 金融庁認可		7月15日 (有識者懇談会 の設置)		金融庁認可 (正式設置)			

公開草案公表  
(意見募集期限：12月中旬)



# 倫理規則の改訂スケジュール

	2021				2022				2023				2024				
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
<b>1.全面改正 (再構成) *1</b> <small>IESBAの適用より3年強遅れ</small>	2月 DP			10月 ED		4月 理事会	7月 総会										
	倫理規則改正								適用開始 (2023年4月1日~)								
<b>2.審査担当者 等の公正性</b> <small>IESBAと同時適用</small>				10月 ED		4月 理事会	7月 総会										
	倫理規則改正								適用開始 (2023年4月1日~)								
<b>3.報酬</b> <small>IESBAと同時適用</small>	説明 会		法務 相談	10月 ED		4月 理事会	7月 総会										
	確定	倫理規則改正								適用開始 (2023年4月1日~)							
<b>4.非保証業務</b> <small>IESBAと同時適用</small>	説明 会			10月 ED		4月 理事会	7月 総会										
	確定	倫理規則改正								適用開始 (2023年4月1日~)							
<b>Listed Entity及び PIEの定義 (IESBA)*3</b>	1月	5月															
	IESBA 公開 草案																

- \*1 全面改正（再構成）は、「倫理規則の体系及び構成等の見直しに関する論点の整理」（2021年2月公表）P28のAからキをいう。
- \*2 IESBAの適用時期は、再構成・勧誘（2019年6月）、パート4B（2021年6月）、マインドセット（2021年12月）、審査担当者等の公正性・報酬・非保証業務（2022年12月）
- \*3 Listed Entity及びPIEの定義改正は、2024年12月以後開始事業年度から適用することが提案されている。



# Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士